

【短 報】 獣医公衆衛生 令和4年度獣医公衆衛生学会北海道地区学会長賞受賞

と畜検査申請時の投薬歴未申告事例に対する取り組み

野口 りか¹⁾ 脇淵 稔洋²⁾ 吉岡 えりな³⁾ 鈴木 竹彦¹⁾

- 1) 北海道帯広食肉衛生検査所 (〒080-2465 帯広市西25条北2丁目1番地)
- 2) 北海道日高食肉衛生検査所 (〒059-2418 新冠郡新冠町西泊津77-5)
- 3) 北海道富良野食肉衛生検査所 (〒071-0565 空知郡上富良野町丘町4丁目)

要 約

法令等により、と畜検査申請時、牛は概ね直近3カ月以内の投薬歴および病歴の申告が定められているが、これまで帯広食肉衛生検査所(当所)所管と畜場において、当該規定が遵守されずと畜申請される事例が多数発生している。

平成28~令和3年度に当所だと畜検査した牛のうち、投薬歴未申告頭数は合計83頭であり、そのうち薬剤の出荷制限期間内にと畜されたものが19頭あった。発生原因は、①投薬歴確認不足、②農場での確認または情報共有の不備、③薬剤に対する認識不足であることが判明した。

発生防止策として、投薬歴申告の重要性について所管と畜場への指導および関係事業者や臨床獣医師に対し周知・啓発を行った。その結果、投薬歴申告数は増加し、未申告数は減少傾向となるなど一定の効果が見られた。

キーワード：牛、と畜検査、投薬歴、出荷制限期間

北獣会誌 67, 355~358 (2023)

と畜場法施行規則第15条第1項第5号および同条項施行に係る厚生労働省通知^[1,2]により、と畜検査申請時、牛は概ね直近3カ月以内の投薬歴および病歴の申告が定められており、出荷時にはこれらの情報の適切な管理・伝達が必要となる(図1)。しかし、帯広食肉衛生検査所(当所)所管と畜場に搬入される牛において当該規定

が遵守されず、とさつ後に投薬歴の申告漏れが判明する事例が多発している。そこで、所管と畜場で発生した投薬歴未申告事例の発生原因について調査し、対策を強化したところ、一定の効果を得られたので報告する。

1. 調査期間・内容

平成28~令和3年度の6年間に、当所だと畜検査した牛における、未申告事例調査記録等から未申告牛の頭数とその発生原因を集計した。また、と畜検査申請書の記載等から投薬歴申告数の推移について調査し、当所が行った未申告発生防止策とその効果を検証した。

なお、牛種別集計では、肉用種と乳用肥育牛を肉牛、搾乳牛を乳牛、生後12カ月齢未満の牛をとくとして計上した。

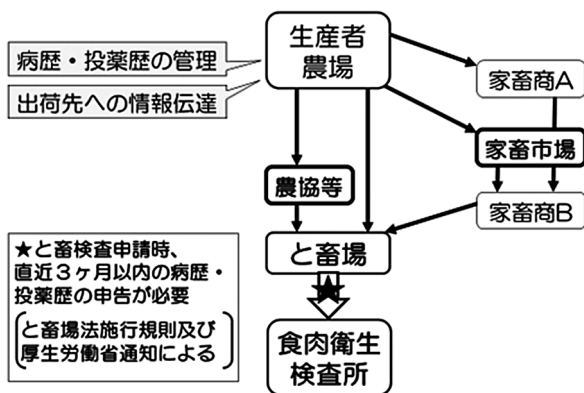


図1. と畜場に牛が搬入される流れ

連絡責任者：野口 りか 北海道帯広食肉衛生検査所
〒080-2465 帯広市西25条北2丁目1番地
TEL：0155-37-5168 FAX：0155-37-5624 E-mail：noguchi.rika@pref.hokkaido.lg.jp

2. 結果および考察

(1) 投薬歴未申告事例

1) 投薬歴未申告発生数

調査期間中の投薬歴未申告頭数は薬剤の使用禁止期間および休薬期間（出荷制限期間）外にと畜されたものが64頭、出荷制限期間内にと畜されたものが19頭で合計83頭であった（図2）。

未申告事例の大部分は、と畜検査中の検査員が枝肉に治療痕を認め、生産者への問い合わせにより探知された。また、と畜検査後に生産者等からの申告により探知する事例も散見された。

平成28年度に5頭であった未申告頭数は平成29年度に21頭と著しく増加したが、直近の令和3年度では8頭まで減少した。

2) 出荷制限期間内と畜発生状況

とさつ後に出荷制限期間内であることが判明したものが19頭あった。これらは全て自主廃棄等の措置が取られ、生産者および関係事業者に多くの経済的損失が生じた。

19頭の内訳は乳牛が17頭、大とくが2頭であり、使用薬剤は抗生物質が12頭と多くを占めていた（図3）。また、昭和47年6月20日付け環乳第52号厚生省環境衛

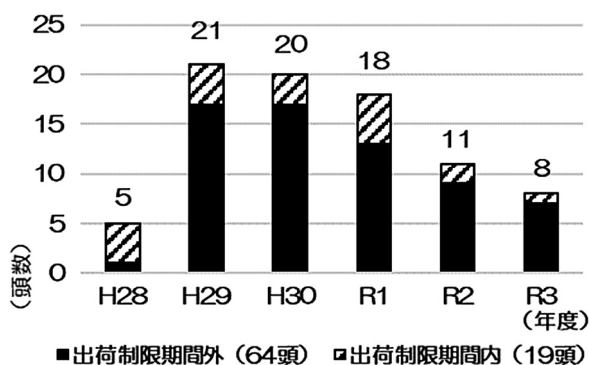


図2. 平成28～令和3年度投薬歴未申告発生頭数

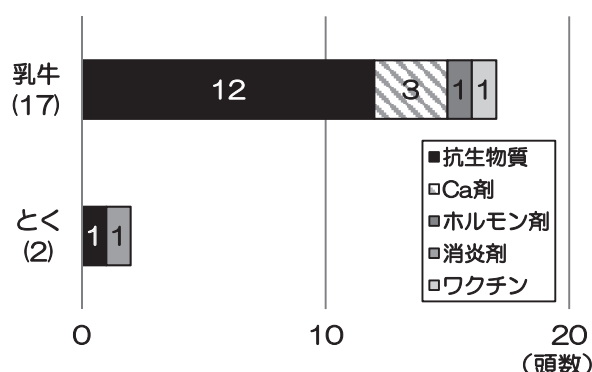


図3. 平成28～令和3年度出荷制限期間内と畜発生状況

生局乳肉衛生課長通知^[3]により、ワクチン接種後20日間のと畜検査申請自粛が求められている出荷自粛期間内にと畜された事例も1頭あった。

出荷制限期間内と畜事例の発生原因は、①農場での投薬歴確認不足が12頭、②農場等での投薬歴情報の共有不備が8頭、③使用している薬剤に申告義務がないとの誤った認識によるものが4頭であった（図4）。また、投薬歴確認不足と情報共有の不備が重複する事例も多く見られ、飼養期間が長く、使用薬剤も多岐にわたる乳牛での投薬管理の難しさが窺えた。

3) 出荷制限期間外と畜発生状況

出荷制限期間外にと畜されたものは64頭であった。その内訳は、乳牛37頭、肉牛25頭、大とく2頭であり、乳牛が多い傾向にあった（図5）。使用薬剤別では、乳牛は抗生物質およびCa剤、肉牛ではビタミン剤の未申告が最も多く、複数薬剤を併用した事例も多数認められた。図2より、出荷制限期間外と畜の発生が特に多かった平成29年度と平成30年度は、肉牛では、ビタミン剤および強肝剤を投与しているにも関わらず、申告のない事例が相次いで発生した。検査申請にはビタミン剤等の出荷制限期間のない薬剤でも直近3カ月以内の投薬歴申告が必要であるが、農場側にその認識が欠如していたことが原因であった。肉牛は、農場ご

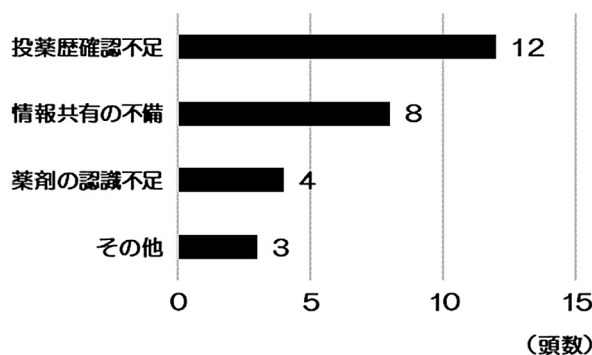


図4. 平成28～令和3年度出荷制限期間内と畜発生原因

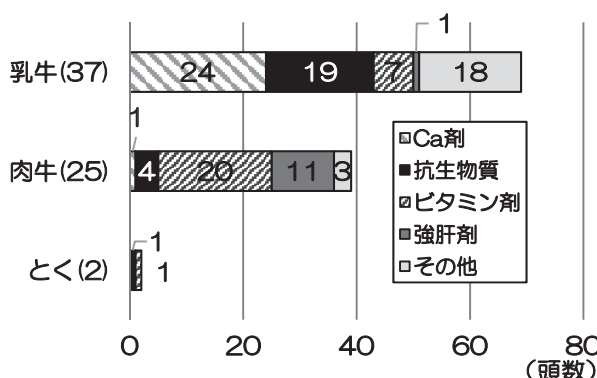


図5. 平成28～令和3年度出荷制限期間外と畜発生状況

との搬入頭数が多いため、一度に複数頭の未申告が発生するケースもあり、平成30年度発生肉牛の未申告9頭中8頭が同一農場のものであった。乳牛では、農場内または出荷関係業者間での情報共有の不備が多く認められた(図6)。また、出荷制限期間外と畜事例の調査記録では、原因まで特定されていないものが多く、発生原因が不明となった事例も多かった。

(2) 未申告発生防止対策

1) 当所所管と畜場への対応

と畜検査申請を受けた際、検査員は申請書添付書類等から投薬歴および出荷制限期間を確認し、出荷制限期間外かどうか、また不明なものについては、と畜場を通じて関係事業者や生産者に問い合わせを行い、正確な投薬歴の確認を図っている。さらに、未申告事例発生の都度、と畜場に対し、①直近3カ月以内の投薬

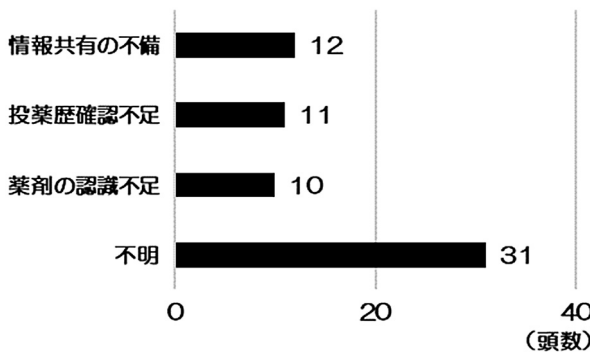


図6. 平成28～令和3年度出荷制限期間外と畜発生原因

と畜申請時には、投薬歴・病歴の確認及び申告を!

と畜検査申請時には、牛は直近概ね3ヶ月、それ以外の獣畜は概ね2ヶ月以内の投薬歴及び病歴について申告することが法令等で定められています(と畜場法施行規則第15条五、平成15年8月29日付け第0829002号厚生労働省医薬食品局長通知)。

投薬歴について、と畜申請時に必要な申告内容

1. 使用薬の正式な商品名
(例) ×セファメジン 一投与経路や休業期間の異なる複数の薬品がある
○セファメジンQR
2. 使用薬ごとの投与日及び投与経路
(例) 5月1日 水性デキワ注0.1% 静脈内注射
(投与経路により休業期間が異なることがある)
3. 特例使用(獣医師の指示により、人間の医薬品を家畜に使用した等)の場合、獣医師の指示書(獣医師自身が作成したことが明らかであり、獣医師の氏名、使用薬、投与日及び出荷制限期間を記載)を添付

■抗生物質以外の動物用医薬品等や出荷制限期間・休業期間のないもの(ビタミン剤、ワクチン(*)等)も申告が必要
※ワクチンは接種後20日間のと畜申請自粛をお願いします(昭和47年6月20日付け乳牛第52号厚生省環境衛生局肉肉衛生課長通知)。

出荷制限期間中の家畜がと畜場に発見された場合、自主廃棄や自主回収のみならず、当該畜をさき複数頭分の畜産製品が廃棄になった事例があります! 同様事例を起こさないために、正しく申告を行ってください。

図7. 啓発用リーフレット

歴申告の徹底、②出荷制限期間のない薬剤に対する申告義務、③生物学的製剤使用後の出荷自粛期間の遵守について指導を行い、と畜場側からは関係事業者および生産者への周知等が行われた。

2) 他機関への対応

未申告事例発生の都度、家畜保健衛生所等の関係機関に情報提供を行い、生産者等への指導について協力を求めた。さらに、発生原因を踏まえた啓発用リーフレットを作成し、当所所管と畜場から関係事業者への周知に活用した^[4](図7)。

3) 臨床獣医師への啓発

未申告事例が多発した平成29年度に地域の獣医師会協力のもと、臨床獣医師に対し投薬歴確認の重要性について啓発した。また、令和元年度、再度臨床獣医師へ啓発を行った。

4) 道内全域の関係事業者等への周知

北海道の食品衛生担当課および家畜衛生担当課は、令和元年度に当所が探知したワクチンの出荷自粛期間内と畜事例を受け、と畜検査申請時の投薬歴申告義務に加え、生物学的製剤を使用した獣畜のと畜検査申請に係る注意について、関係団体あて通知を発出した^[5]。このことにより、道内の関係事業者や獣医師に広く周知が図られた。

(3) 投薬歴申告数の推移

平成28～令和3年度の6年間で、と畜検査頭数は年間概ね10万～12万頭の間を推移したが、全体の投薬歴申告数は平成28年度の1,693頭から令和3年度では5,895頭と約3倍に増加した。また、牛種別申告数は乳牛では約3倍、肉牛では約8倍増加していた(図8)。

肉牛の申告数が大幅に増加した要因として、未申告事例発生の都度、と畜場を通じて関係事業者および農場へ周知を行った結果、出荷制限期間のない薬剤使用時でも

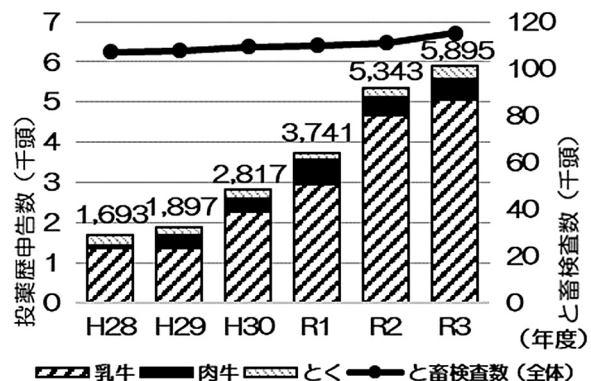


図8. 平成28～令和3年度投薬歴申告数の推移

申告義務があることが浸透したこと、さらに、肉牛は農場単位での出荷頭数が多く、周知の効果が現れやすかったことが考えられた。

3. ま と め

今回の調査で、未申告原因は主に、①投薬歴確認不足、②情報共有の不備、③薬剤に対する認識不足であることが判明した。これを踏まえた取り組みにより、指導した農場では投薬歴未申告の再発がなくなり、申告数は以前より大幅に増加するなど投薬歴申告に対する認識が広がったと推察されるが、未申告事例は毎年発生している。と畜検査申請時の投薬歴未申告を防ぐためには、現在行っていると畜3カ月前の申告義務の周知拡大、使用薬剤および投薬管理に関する知識の普及・啓発をさらに推進し、生産者の意識向上に繋げることが重要である。

投薬歴の未申告は、検査申請手続きの不備であるだけでなく、食品衛生法に抵触する食肉が流通する恐れもあり、食の安全・安心に関わる重要な事案である。また、生産者や関係事業者にとっても自主廃棄等の措置に至った場合の経済的損失は大きい。

北海道では、乳牛を中心に多様な牛の飼養形態があり、家畜の流通経路も複雑となっていることから、生産者への指導が届きにくい面もあるため、生産者指導に携わる関係機関との協力が不可欠と考えられた。北海道産食肉の安全性確保のため、牛の飼養管理と直結した一元的なシステムの導入など、生産者が取り組みやすく、関係事業者が容易に投薬歴等を確認出来る体制作りが求められる。

引用文献

- [1] と畜場法施行規則（昭和28年09月28日厚生省令第44号）（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=79153000&dataType=0&pageNo=1）
- [2] 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成15年政令第350号）、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成15年厚生労働省令第133号）及び健康増進法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第134号）の施行並びに食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）の制定等について（平成15年08月29日薬食発第829002号）（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6118&dataType=1&pageNo=1）
- [3] と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（昭和47年06月20日環乳第52号）（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5970&dataType=1&pageNo=1）
- [4] と畜申請時の投薬歴・病歴の申告 - 十勝総合振興局帯広食肉衛生検査所（<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/ose/139322.html>）
- [5] 北海道から「安全・安心な畜産物の生産・流通に向けた取組の徹底について（依頼）」（<https://www.hokkaido-juishikai.jp/info/%e3%80%90%e4%bc%9a%e5%93%a1%e5%b0%82%e7%94%a8%e3%80%91%e3%81%8a%e7%9f%a5%e3%82%89%e3%81%9b%e3%80%80%e5%8c%97%e6%b5%b7%e9%81%93%e3%81%8b%e3%82%89%e3%80%8c%e5%ae%89%e5%85%a8%e3%83%bb%e5%ae%89%e5%bf%83/>）